

山梨県公報

第一千二百一号

平成十三年
六月十四日

木 曜 日

目 次

山梨県市町村合併アンケート調査の実施	三三九
結核予防法に基づく医療機関の指定	三三九
結核予防法に基づく医療機関の廃止	三四〇
特定高山植物販売業開始届の提出	三四〇
県営土地改良事業計画の変更(三件)	三四〇
県営土地改良事業の完了(三件)	三四一
収納代理金融機関の指定	三四一
収納代理金融機関の指定の廃止	三四一
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	三四一
特定非営利活動法人の設立の認証申請	三四二
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出(三件)	三四二
農業振興地域整備計画の変更	三四三
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)	三四三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	三四五
公安委員会	
遊技機の型式の検定	三四五
その他	
一般競争入札について	三四六

告 示

山梨県告示第二百九十三号

市町村合併に関する県民意向調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 調査の目的
市町村合併を実施する際に、地域社会において、検討、協議が必要となりうる様々な事象に対する県民の意向を調査・分析し、新都市イメージの確立と住民コンセンサスの形成に向けての施策展開への基礎資料とする。

二 調査事項

県民の市町村合併に関する意向に係る事項

三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内市町村の住民基本台帳から無作為に抽出した十八歳以上の者(五万人)

四 調査の期日

平成十三年六月十五日から同年七月十五日まで

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布は市町村の自治会経由又は郵送により行い、調査票の回収は郵送により行う。

山梨県告示第二百九十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
有限会社かえで薬局北新店	甲府市北新一丁目十一番二号
社団法人甲府市薬剤師会救急調剤薬局	甲府市幸町十四番六号
街の薬局	西八代郡市川大門町四百二十五番地十
富士五湖薬剤師会会営薬局	富士吉田市上吉田千四百九十番地
山中湖調剤薬局	南都留郡山中湖村山中二百二十六番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（山梨春日居地区県営畑地帯総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十三年六月十五日から平成十三年七月十二日まで

三 縦覧場所

山梨市役所及び春日居町役場

四 異議申立期間

平成十三年七月十三日から平成十三年七月二十七日まで

山梨県告示第三百号

県営土地改良事業（寺部地区緊急整備畑地帯総合整備）の工事は、平成十三年二月二十日をもって完了した。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第三百一号

県営土地改良事業（甲連地区担い手支援畑地帯総合整備）の工事は、平成十三年四月十六日をもって完了した。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第三百二号

県営土地改良事業（東花輪川地区湛水防除）の工事は、平成十二年三月二十二日をもって完了した。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第三百三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八條第四項の規定により、収納代理金融機関を次のとおり指定した。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	取扱店舗	取扱事務の範囲	指定年月日
株式会社東京スター銀行	東京都港区赤坂一丁目六番十六号	甲府支店	歳入金及びれい入金	平成十三年六月十一日

山梨県告示第三百四号

収納代理金融機関の指定（昭和五十六年山梨県告示第四十二号）は、廃止する。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 申請のあった年月日 平成十三年五月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 やまなしおもちゃライブラリー

2 代表者の氏名 山下滋夫

3 主たる事務所の所在地 東八代郡中道町右左口四百四十七番地

4 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者に対して、おもちゃ（教材・教具）を介した学習の場を提供し、一人ひとりに即した発達を援助するとともに、障害児・者にかかわる者が、共に学び、共に育ち合う場となることを目的とする。

また、障害児・者のライフサイクルを考え、地域社会の中で豊かに育ち、また豊かに生活できるような地域社会を築いていくことを目的とする。

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 申請のあった年月日 平成十三年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 日本釣り環境保全連盟

2 代表者の氏名 山下茂

3 主たる事務所の所在地 南都留郡河口湖町船津六千七百十三番地の二十二

4 定款に記載された目的

この法人は、まず第一に全国の釣り場の環境を保全するため、環境保全の知識を持ったリーダーを育成し、それらが中心となって各地域の釣り場ごとに活動できる全国ネットワークを作り、きれいで気持ちの良い釣り場の創造に寄与することを目的とする。

次に、水害等の際に船舶を用いて人や物を運搬し復旧に向けた活動を支援することを目的としたネットワークを作り、真に安心できる社会作りに貢献することを目的とする。

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六條第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十月十四日まで縦覧に供する。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 有限会社タイガー企画 代表取締役 辛山幸子

2 住所 韮崎市大草町下条西割九百五十六番地二

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ヤマダ電機テックランド 山梨本店

(二) 所在地 中巨摩郡竜王町富竹新田千九百二番地三

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後八時十五分まで	午前九時から午後九時十五分まで

3 変更する年月日

平成十三年六月一日

三 届出年月日

平成十三年五月二十八日

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六條第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十月十四日まで縦覧に供する。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社アポロサービスセンター 代表取締役社長 飯島達男

2 住所 甲府市国母七丁目十三番七号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ヤマダ電機テックランド 甲府店

(二) 所在地 甲府市蓬沢町千三十六番地一

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
変更しようとする事項		

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後八時十五分まで

午前九時から午後九時十五分まで

3 変更する年月日

平成十三年六月一日

三 届出年月日

平成十三年五月二十八日

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十月十四日まで縦覧に供する。

平成十三年六月十四日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 天野 建

1 氏名又は名称 山梨交通株式会社 代表取締役 小佐野隆正

2 住所 甲府市飯田三丁目二番三十四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 山梨交通湯村ショッピングセンター

(二) 所在地 甲府市千塚一丁目百五十五番一

2 変更しようとする事項

変更事項

変更前

変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後八時

午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

午前九時三十分から午後九時三十分まで

3 変更する年月日

平成十三年六月一日

三 届出年月日

平成十三年五月三十一日

農業振興地域整備計画の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年七月一日法律第五十八号）第十三条第一項の規定により、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第四項において準用する同法第十二条第一項の規定により公告し、同条第二項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画を次のとおり縦覧に供する。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天野 建

一 農業振興地域整備計画の名称

峡中地区広域営農団地整備計画及び峡北地区広域営農団地整備計画

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天野 建

一 処分をした年月日 平成十三年五月二十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 甲信日立化成住機株式会社

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町玉川千四百三十三番地

3 代表者の氏名 今井 克次

三 許可番号 山梨県知事許可（特 十二）第七四九三号

四 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十三年五月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年五月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 鈴木設備工業
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡若草町寺部二千百三十五番地
 - 3 代表者の氏名 鈴木十三秋
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 十一)第七九二九号
- 四 処分の内容 管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年四月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年五月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 渡邊木工
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡西桂町倉見六百五十一番地
 - 3 代表者の氏名 渡邊慎吾
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 十二)第八二二七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年五月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年六月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 太陽設備工業株式会社

- 2 主たる営業所の所在地 山梨市下石森千四十八番地の三
- 3 代表者の氏名 清水政憲
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第三七五六号
- 四 処分の内容 管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年五月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年六月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 市川鉄工所
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町大柵九百八十番地
 - 3 代表者の氏名 市川豊
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第八一七号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年五月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年六月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 鳥沢秋山建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市富浜町鳥沢二千六百十四番地の十
 - 3 代表者の氏名 清水雄一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 八)第五一八三号

- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年五月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年六月十四日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡竜王町西八幡字御岳道下一六〇六の二、一六〇六の三、一六〇六の四、一六〇六の五、一六〇六の六、一六〇六の七、一六〇六の八、一六〇七の一、一六〇七の二、一六〇七の三、一六〇七の四、一六〇七の五、一六〇七の六、一六〇七の七、一六〇七の八、一六〇七の九、一六四二の一、一六四二の二、一六四二の三、一六四二の四及び一六四四の五
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道 道路 公園 ごみ置場	次の図のとおり

- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都文京区本郷一丁目三十二番三号 日本勤労者住宅協会 理事長 片山正夫

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第

四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年六月十三日までとする。
 平成十三年六月十四日

山梨県公安委員会
 委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	遊技機の種類及び区分 ばちんこ遊技機 型式名 CR必殺3 仕事人Z 製造業者又は輸入者名	一〇〇一七九
岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二一八五番地の二	遊技機の種類及び区分 回胴式遊技機 型式名 ラッキーマンズ 製造業者又は輸入者名 岡崎産業株式会社	一四〇一四五
株式会社大都技研 代表取締役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番九号	遊技機の種類及び区分 回胴式遊技機 型式名 ヘキサ 製造業者又は輸入者名 株式会社大都技研	一四〇一四七
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	遊技機の種類及び区分 回胴式遊技機 型式名 イレイン2 製造業者又は輸入者名 株式会社オリンピア	一四〇一五五
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	遊技機の種類及び区分 ばちんこ遊技機 型式名 ヤッターマンV 製造業者又は輸入者名 株式会社平和	一〇〇一七〇

その他

一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年六月十四日

山梨県立中央病院管理局長 山 田 勲

一 一般競争入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
温冷配膳車 十六式
- 2 購入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限
平成十三年八月三十日

4 納入場所

山梨県甲府市富士見二丁目一番一号 山梨県立中央病院

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十三年山梨県告示第百九号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。
- 3 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県立中央病院管理局長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇〇〇二七 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号 山梨県立中

- 2 中央病院管理局開院準備課 電話〇五五 一五四 五二六〇
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から三の1の交付場所において交付する。

- 3 入札説明会の日時及び場所
平成十三年六月二十七日午前十一時 山梨県立中央病院第一会議室
- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成十三年七月十六日午前十一時 山梨県立中央病院第一会議室
- 5 郵送による入札書の受領期限
平成十三年七月十三日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると山梨県立中央病院管理局長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金及び契約保証金
入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の一又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約書作成の要否
要
 - 4 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Hot and cool tray service cart 16sets
 - 2 Date and Time for tender
11:00AM July 16, 2001

3 Bureau in charge
New-Hospital Management Division, Administrative Bureau, Yamanaishi
Prefectural Central Hospital 1-1 Fujimi 1-chome Kofu-shi Yamanaishi-ken
400-0027 Japan TEL055-254-5260

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番